

いわゆる電子債権法について

法制委員会委員長 米山 健也

「電子債権」という言葉を耳にしたことがある方はそれほど多くないと思います。詳しい説明はさておき、とりあえずは、「電子的に流通する手形」のようなものをイメージしてください。このような「電子債権」の導入が検討される背景はどのようなものなのでしょうか。

■ 売掛金債権と手形

【設例1】

- ① B社はA社に製品の部品を納入している。
- ② A社は、部品の納入後、2か月後にB社に対して部品の売買代金を支払っている。

設例1の場合、B社はA社に対して売掛金債権を持つこととなります。売掛金債権を持つということは、債権を回収するまで現金を手に入れることができないということでもあります。

この場合、B社が売掛金債権を現金に換えようとするならば、売掛金債権を第三者に売買するか、または、売掛金債権を担保に入れてお金を借りることになります。しかし、これは容易なことではありません。

たしかに、民法上、指名債権も第三者に譲渡することができます。しかし、売掛金債権は、抽象的な権利であり、可視性がないもの（目にみえないもの）であります。誰しも、目にみえないものにお金を払うことには不安が残ります。また、指名債権譲渡の場合には、いわゆる二重譲渡のリスクが常につきまといます。加えて、債権の譲受人は債務者から抗弁の対抗を受ける可能性もあります。このように、B社が売掛金債権をお金に換えることは、非常に困難なわけです。

【設例2】

- ① B社はA社に製品の部品を納入している。
- ② A社は、部品の納入後、2か月後満期の約束手形でB社に売買代金を支払っている。

設例2の場合、B社はA社から受け取った手形を廻し手形として支払に充てたり、取引金融機関に割引してもらって運転資金を調達したりすることが可能となります。

設例1では売掛金債権という目にみえない権利であったものが、設例2では約束手形という可視性のあるもの（目にみえるもの）に代わったのです。約束手形金の支払を怠った場合には、不渡処分・銀行取引停止という厳しい処分が課せられます。また、手形については、手形訴訟という簡便な訴訟手続が用意されるとともに、二重譲渡のリスクもなく、人的抗弁も切断されるため、容易に譲渡・割引ができます。

このような理由から、わが国においては、手形は、売買代金決済の手段として中心的な地位を占めてきました。

■ 手形の凋落

【設例3】

- ① B社はA社に製品の部品を納入している。
- ② A社は、部品の納入後、2か月後満期の約束手形で売買代金を支払っていた。
- ③ しかし、A社は手形に貼る印紙代がばかにならないことや、手形の管理にあてることのできる人材を確保できないことから、手形による支払をとりやめ、買掛金を買掛金のまま残し、納品から2か月後にB社に売買代金を支払うようになった。

以上述べたとおり、手形は極めて優れたファイナ

ツールでありましたが、やがて凋落のときを迎えることになりました。「手形離れ」という現象がみられるようになったのです。手形交換所での全国での手形交換枚数は1982年には4億枚を超えていたものが、2004年では約1.5億枚となっています。

「手形離れ」の原因の1つは、印紙税にあります。大企業であれば、1月に100枚以上の手形を発行することも珍しくなく、その場合の印紙税はばかになりません。

しかし、それ以上に問題なのは、手形が「紙」でできていることに伴う管理コストが耐え難いものになっているということです。

現在、大企業はもちろんのこと、中小企業においてもIT化が進み、売掛金や買掛金をコンピュータ管理しているにもかかわらず、手形だけは「紙」で管理しなければなりません。また、「紙」でできているがゆえに、紛失や盗難のリスクもあります。そのために、管理部門の人員削減が進む中、大企業を中心として「手形離れ」がみられるようになったのです。

しかし、このような「手形離れ」が進むと、B社は従前のようにA社から受け取った手形を廻し手形として支払に充てたり、取引先金融機関で割り引いてもらったりすることができなくなってしまいます。

■電子債権とは何か

【設例4】

- ① B社はA社に製品の部品を納入している。
- ② A社は、B社から部品の納入を受けた後、取引先金融機関であるX銀行が開設する電子債権管理機関であるX社のウェブサイトログインし、売買代金額や満期を入力して発行ボタンを押し、B社宛に電子債権を発行する。
- ③ B社は、Y商工会議所が出資する電子債権管理機関Y社と電子債権利用契約を締結し、Y社のウェブサイトログインし、電子債権管理会社相互間のネットワークを通じてX社の電子債権サービスにログインする。ここでB社宛に発行された電子債権の受取ボタンをクリックするとあらかじめY社に登録して

ある口座に売買代金が振り込まれる。また、B社宛に発行された電子債権は、電子債権管理機関Y社で移転登録の手続を行なうことにより、他に譲渡することも、金融機関に割り引いてもらうこともできる。

以上の説明で、多少は電子債権というもののイメージを掴んでいただくことができたでしょうか。

電子債権は可視性のある（目にみえる）債権であるにもかかわらず、手形と異なり、物理的な管理が不要です。また、電子的な方法によって容易に譲渡することができ、二重譲渡のリスクもなく、以下に述べるとおり、人的抗弁の切断も認められます。

このような電子債権は、売掛債権のファイナンスの場面でのほか、シンジケートローンの場面での活用も考えられています。

■電子債権の法的性格

このような電子債権については、法制審議会に設置された電子債権法部会において2006年2月28日から検討が開始されています。

現在の電子債権法部会での議論等を踏まえ、電子債権の法的性格の概略を述べると次のとおりです。

①電子債権は、売買等によって発生する原因債権とは別個の金銭債権である。

電子債権は、手形債権と同じく無因債権です。売掛債権等の原因債権が電子化されるわけではありません。また、電子債権については、手形債権と同様、人的抗弁の切断や、善意取得を認める方向で検討が進んでいます。

②電子債権は、電子債権登録機関（仮称）において管理する電子的な帳簿である電子債権原簿（仮称）に発生登録をしなければ発生せず、移転登録をしなければ譲渡されない債権である。

ここで注意しなければならないのは、電子債権登録機関（仮称）というのは、例えば法務局のような公的な機関ではなく、民間において設立される機関である

ということです。銀行等の金融機関が電子債権登録機関を設立することが予想されますが、各金融機関が業務規程によって異なった取り扱いをすること（例えば、電子債権の分割譲渡を電子債権登録機関の業務規程によって制限するなど）も認められる方向にあります。

■ 今後の課題

現在、検討されている電子債権は、手形に代わる優れたファイナンスツールとなりうるものです。

しかし、手形にも長所とともに短所があったように、電子債権にも克服していくべき課題があります。

例えば、電子債権登録機関に対するハッキングが行なわれ、債権額が書き換えられたらどうなるのか、この場合の電子債権登録機関の責任はどうなるのか、書き換えられた後の電子債権額を信頼して電子債権を譲り受けた者は保護されるのか、一般消費者が電子債権の債務者となる場合に電子債権制度が濫用されるのではないかなど様々な問題が生じることが考えられ、これらの問題点をどう克服していくかが今後の課題といえるでしょう。

<参考文献>

「電子債権 経済インフラに革命が起きる」
(大垣尚志・日本経済新聞社)